

令和 7 年度水産基盤整備事業における設計・積算等に関する要望事項

一般社団法人 北海道水産土木協会

I 設計・積算

【供用係数】

①令和 6 年 10 月に海上供用係数の改正が行われ、今年追跡調査などの検証が行われていると承知しております。海上工事は、地球温暖化により気象・海象も大きく変動している状況にある中、海象状況によって工事の安全確保や進捗に大きく左右されるものでありますので、改正された海上供用係数が各現場の状況から乖離していないかを継続して検証し、適切に対応していただきますようお願いいたします。

(網走)(宗谷)

①検証を行うため、今年度中を目処に調査表を作成、受注者に対し追跡調査を依頼する予定です。

【産卵礁製作工】

①令和 6 年度に「産卵礁ブロック製作時、鉄筋組立から散水養生までの一連作業において素焼き土管設置・コンクリート打設時の作業における人件費が増大し利益に繋がらない場合が多いので、実績調査(歩掛り)調査の実施を要望いたします。」

また、併せてオクトム 2 段積み産卵礁製作工時における積重ね(組立)の費用の別途計上を要望します。(日高)

①今年度、漁港漁場積算施工技術部会を通して水産庁に対して積算基準等の制定・改定に関する要望として上げていますが、工事サンプル数が少ないことから時間を要するものと見込まれます。

また、令和 4 年 10 月から産卵礁ブロック製作が市場単価に改定されていることから、関係調査会社などと協議しながら、施工実態調査手法についても検討してまいります。

【役務費】

①民有地を製作ヤードとして借り上げる場合、積算上の借り上げ料と受注者が土地所有者に支払う借り上げ料に差異があるため、工事発注前に発注者の方で土地を借り上げていただくようお願いいたします。(日高)

① 民地の借地料の算定は令和 5 年度より、不動産取引価格(国土交通省 HP「不動産情報ライブラリー」)を使用のうえ積算し、実態との乖離是正に務めてきたところですのでご理解願います。

【回航・えい航】

①令和5年度の要望で「工事発注前に、作業船動向調査資料により主作業船の出発港が決定されますが、受注後に作業船が在場していない若しくは、本工事で使用できないことが判明した場合の変更の考え方を特記仕様書に明記していただきたい。」で今後、設計変更の考え方につきましては、実態を踏まえ検討していきたい旨の回答をいただきました。その後の進捗を教えてください。(日高)

②大型の魚礁(組立魚礁、鋼製魚礁等)の沈設作業において海上作業の作業船団は魚礁一吊り当たりの質量により起重機船の規格が決定されています。

しかし、作業水深によっては(水深が100mを超える場合など)当該規格に入っても(直巻能力等が無くて)起重機船が道内には散見されます。

例えば、37.5tのブロックであれば、鋼D200t吊(588kw)の起重機船となりますが、水深180mでの作業では直巻能力がブロックの質量とそれを巻き取るワイヤーの質量を超える能力が無ければ、2条掛けなどの対策を行った上で作業をしなくてはなりません。2条掛けには単純に起重機船のブーム長を考慮して470m程度のワイヤーとそれを巻き取る能力を有することが前提条件です。

ところが、えい航拠点を決定する際には、吊り能力を判断材料に入れずに単純に在港状況のみで決定されているように思われます。

この場合は、設計でのえい航拠点より遠方から能力のある起重機船をえい航(回航)する必要が生じるため、少なくとも在港状況を確認する際に当該作業船の吊り能力を確認するなどして適切な設計への反映(ないしは設計変更の対象とすること)をお願いいたします。(後志)

① R6 年度日高振興局発注工事においては、積算時と契約時で在港調査の記載に変更が無いことを確認しております。

今後とも実態の把握と他発注部局等の動向を注視し、必要に応じて特記仕様書の記載内容について検討してまいります。

②大水深魚礁設置工事の起重機船吊の歩掛については、水産庁等関係機関と協議しながら、歩掛調査や見積徴収など、調査手法も含めた中で、検討してまいります。

【作業船損料の見直し】

①作業船の損料については見直しが行われ適宜改正されておりますが、起重機船の他、曳船やクレーンなどの維持修理費が高騰し実態に追いついていない状況にあります。作業船を保有している会社では、維持修理費に毎年百万円単位で上がっているとの声もあるので、早急に調査の上、実態に即したものとなりますよう改正をお願いいたします。(根室)

①船舶および機械器具等の損料算定基準ですが、実態調査結果を基に2年に1回のサイクルで改定が行われております。次回の改定は令和8年度の予定です。

実態調査は港湾・空港土木工事で使用する作業船等を保有する会社を対象に購入価格・運転時間・運転日数・維持管理費・管理費等について調査が行われており、今後とも国等の動向を注視してまいります。

【ブロック製作】

①ブロック製作でラフテレーンクレーンを計上していますが、最低保証で 3 時間や必要な時にいるかどうか保証されないため、金額的にあわなく必要な時にクレーンがいなくて工程が遅れるので、設計でクローラークレーンを計上することができないでしょうか。(釧路)

①水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準における標準規格となっておりますのでご理解願います。

【鋼製魚礁(kk-15 型)の重錘コンクリートについて】

①昨年度、要望させて頂きました重錘コンクリートの打設につきまして、ミキサー車からの直接投入打設をポンプ車打設に設計内容を見直していただきましてありがとうございました。しかしながら、ポンプ車打設の実態につきましては、 m^3 当たりのポンプ車打設費プラス 1 回当たり約 100,000 円/回(参考:建設管理部 R7 基本料 96,600 円/回)の基本料がかかるため、実勢価格(見積)による基本料の加算をお願いいたします。(檜山)

①全道の鋼製魚礁重錘コンクリート打設については、建設部発注工事におけるコンクリートポンプ車圧送基本料金計上の可否を含め、関係機関などとの協議に努めてまいります。

【快適トイレ】

①快適トイレの設計変更については、見積書及び請求書などの提出書類が多く、事務的に苦慮していますので、提出書類の簡素化についてご検討願います。また、快適トイレを導入している工事が多いことから、当初設計の段階で計上することをご検討願います。(宗谷)

①令和 7 年 4 月 1 日以降、チェックシートの活用や写真の簡素化により提出書類の軽減を行ったところです。

また、快適トイレの当初計上を行った場合でも、実績への設計変更が必要となり、実務負担の軽減とならないため、国に対し率計上されるよう要望しているところですが、国からは、率計上する算定根拠に課題があり、時間を要する見込みである旨伺っております。

ついては、国における取扱いが変更となるまでは、実績による積上げ計上となる見込みですのでご理解願います。

II 施工及び施工管理

【段階確認の遠隔臨場について】

①令和 7 年度は遠隔臨場を受注者希望型で行われていますが、通信・現場状況によって遠隔臨場を受注者が希望しない場合については、振興局の監督員が段階確認を行っている聞いています。

振興局の配置人員が減少し、職員の業務量が増加する事に伴い、行政サービスの低下が懸念されます。遠隔臨場は、時代の流れと承知していますが、水産土木(海上)工場の現場条件や施工体制の特殊性にご配慮頂き、海上は遠隔臨場と海上実査のいずれかを可能とし、その上で施工管理委託による監督業務も行えるよう柔軟な対応をご検討願います。(胆振)

②工事監督員や施工管理業務で現場技術者が行う海上での段階確認は、海上運送法に基づく「人の運送をする不定期航路事業」に該当し、届け出が必要となりました。このような状況もあり、道水産林務部では「工事現場における遠隔臨場の試行について」を改訂し実施していますが、遠隔臨場を実施した工事で洋上での電波状況により通信ができなくなる。揺れる船上での状況を配慮せず、作業指示により安全が確保されない場合もあったと聞いております。実施する場合、事前に詳細を打合せ、洋上で混乱しないよう配慮願います。
また、発注者と受注者における人の運送は「自己の用に供する運送」として近日中に海上運送法の適用除外になるとの情報もあるので、情報提供されたい。(根室)

③海上に関しての監督員立会日が監督員の都合により決められる。
現場としては、深淺測量が出来る海象状況を確認して決めているので、工程に大きく影響することから、監督員が立ち会えない場合は、部所内での代行で行ってほしい。(釧路)

④遠隔臨場が電波状況により、厳しい場合は事前に協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像、映像で記録したものを共有することになっておりますが、画像のみ対応できませんでしょうか。(石狩)

⑤継続工事の場合(電波通信不能箇所が有る場合)初めから乗船していただく事を検討していただきたい。※令和 7 年 3 月海事局より海上運送法適用を要しない(内航不定期航路事業適用外)と各運輸局に「事務連絡」が通達されていますので、ご検討をお願いいたします。(石狩)

⑥道では、令和 7 年 1 月に工事現場の遠隔臨場に関する試行要領を改正し、「発注者指定型」と「受注者希望型」の遠隔臨場を実施しているが、要領改正後の遠隔臨場の実施状況について伺いたい。

工事件数 ○○件

発注者指定型 ○○件

受注者希望型 ○○件

また、水産土木協会では傘下の船持ち会員に対して、4 月に遠隔臨場に係るアンケート調査を実施したところ、約 7 割強の会員から「遠隔臨場を実施したい」旨の回答があり、その結果等を 6 月に水産林務部に対して要望したところですが、来年度の水産基盤整備事業(漁場)実施にあたり、水産林務部の遠隔臨場に対しての考えを伺いたい。(宗谷)

①工事監督は監督員による直接臨場が基本と考えておりますが、昨今の工事現場のICT化等の動きや、監督員の事務軽減に加え、業界からの実施要望等を踏まえ、遠隔臨場による工事監督も導入しているところです。今後とも、工事毎に工事監督の直接臨場や遠隔臨場のほか、施工管理委託も含め、工事毎に妥当性、適切性等を検討し、設定するよう振興局に対し指導してまいります。

②現在、工事監督員や施工管理業務の現場技術員による海上での段階確認等において、作業用船舶に乗船させるためには、海上運送法に基づく届け出が必要ですが、今後については、法律を所管する国の動向を注視してまいります。

③漁場事業の工事監督員については、複数の監督員（主任監督員＋監督員）を指定しており、可能な限り現場の要望を踏まえた日程で工事監督を行っておりますので、ご理解願います。

④遠隔臨場の実施要領には、画像、映像の双方を記録したものを共有することになっておりますので、ご理解願います。

また、要領に即した適切な運用について、発注機関へ周知徹底を図ってまいります。

⑤電波状況が悪いなど遠隔臨場の実施が難しい現場については、工事監督員が直接臨場するなど、現場状況に応じた臨場方法で対応するよう、指導してまいります。

また、海上運送法の適用等に関しては、②でご説明したとおりです。

⑥実施状況については、次のとおりです。（R 7.4 施工分）

工事件数	66件
発注者指定型	11件
受注者希望型	1件

なお、水産林務部の漁場工事に係る遠隔臨場への考え方につきましては、当方で「工事監督に係る類型別ガイドライン」を作成し、整理しているところです。

【完全週休2日制実施に伴う施工点数について】

①令和7年1月27日付け、漁港第854号「週休2日工事実施要領」の中で、受注した工事において完全週休2日(土日)を達成した場合、施工成績評定の創意工夫で最大1点が付与される事になっている。

日本海など冬期間に海上施工が伴う工事においては、現状として1ヶ月に数日しか海上施工できる風が無く、受注者は工期延長や年度繰越しを回避するため、やむを得ず土日に作業を実施していることから、完全週休2日制の加点を廃止してもらいたい。(宗谷)

①建設部における取扱いを注視しながら、加点の取扱いについて検討してまいります。

【鋼製型枠について】

①鋼製型枠につきまして、側枠接点部には微妙な変形がありバックアップ材を施し施工しております。昨年度にも要望させていただいたところ、「水産庁へ魚礁製作工の歩掛実態調査を要望して参りたい。」との回答をいただきました。本件につきまして水産庁からの回答はいかがでしたでしょうか。いずれにしましても変更されておりませんので引き続き水産庁への要望等して頂き、改善できるようお願いいたします。(檜山)

②FP1.5Gの型枠組立について、型枠形状が複雑であることから組立や打設、均しに時間がかかることから、歩掛により反映できないでしょうか。(檜山)

①今年度、漁港漁場関係積算施工技術部会を通して水産庁に対して積算基準等の制定・改定に関する要望として上げております。併せて、国が実施する魚礁製作工の施工実態調査への協力を行っており、調査結果を踏まえた今後の基準改定の動向を注視してまいります。

②水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準における標準規格となっておりますのでご理解願います。

III その他

【工事予算の確保】

①水産基盤整備事業(漁場)については、漁港漁場整備事業計画に基づき必要な予算確保に努められていると承知しておりますが、近年の物価上昇(最近3ヶ年は3%で毎年上昇)、建設資材の高騰なども相まって事業実施に必要な経費も上昇しております。

一方で、地球温暖化の影響を受けて本道周辺海域の漁業生産も変化しているため、漁場整備事業の進捗を一層凶り、事業の効果を早期に発現させることが、本道周辺海域での漁業の振興には欠かせないことと承知しておりますが、当初予算はほぼ横ばいの傾向が続いている中、事業量の減少で帳尻を合わせることは本末転倒となります。また、道内の施工環境は、深刻な労働力不足が続いており、急激な事業量の増減に対応していくことが難しくなっています。したがって、工事予算の確保にあたっては、物価上昇分を考慮されるとともに当初予算における必要事業量の確保についてもよろしく願います。(網走)

②今年になっても、生コンや工事用資材。燃油価格、人件費等が上昇・高止まりし、工事費が大幅に高くなっている現状であります。

例年、補正と併せ予算を確保して頂いておりますが、このような状況が続くと工事費の高騰により魚礁設置数が減り、実質的な工事量減少となりますので、前年以上の増額予算を確保して頂くようお願いいたします。(根室)

①、②北海道として水産基盤整備事業（漁場）の予算確保に努めてまいります。

【特記仕様書、共通仕様書関係】

①沈設期間が指定されている(工期内工期が設定されている)工事において、各魚種により漁期が異なり岸壁が使えないことは十分理解しておりますが、ブロックの沈設時期が冬期間になる場合、西風による時化が多い時期であることや年末年始の休暇も含め、時化が続いた場合等予期しない事態が発生した場合、期日内での完了が厳しい場合があると思います。

発注時期も踏まえ沈設時期の検討をしていただきたい。(日高)

②石材検収について、仕様書にある「全量升立方式」を作業船に積込した後に行い、投入後に残材(規格外品)を控除する方法を要望します。

この場合、堆積場での検収が無くなるため、常時石材を作業船積込場所へ運搬堆積することができ、工期短縮につながります。(渡島)

①引き続き関係機関協議による施工条件や冬期海上施工の実態を把握し、適切な沈設時期となるよう、発注時期も踏まえた工期設定に努めてまいります。

②水産土木工事共通仕様書(本文)2-3-1-4捨石の検収における石材検収方法での実施について、ご理解願います。

【発注時期について】

①夏場にブロック設置(沈設)の作業ができる事は、大変喜ばしいことですが、作業船の積出・出港等に関わる港の港内が浅く、また、この時期は日中に干潮となり海象条件が良くても満潮をめぐらして作業しなければならないことが多々あります。

ブロックの沈設時期に作業船(曳船も含め)十分な航路の水深が保たれるよう関係機関と協議を行っていただくか、潮待ち補正等の検討をしていただきたい。(日高)

②管内の土木作業員が不足し、ブロック製作等の作業員の確保が難しく、契約後長期間着手出来ない実態があります。それらのことを踏まえ、発注者と業者の意見交換の場を設けていただき実態に即し、工事発注時期をずらすなど発注計画を検討していただきたい。(日高)

①引き続き漁港管理者に適正水深を保つよう申し入れるとともに、適期作業の選択ができるよう余裕工期やフレックス工期の設定に努めてまいります。

②引き続き作業員確保が困難な状況は伺っておりますので、適期作業の選択ができるよう余裕工期やフレックス工期の設定に努めてまいります。

【情報共有システムについて】

①工事施工情報共有システムにつきまして、昨年度の回答で「振興局と連携の上、スムーズな運用が図られるよう進めて参りたい。」とのことでしたが、補正工事を含め今年度の工事でも導入はされておりませんでした。引き続き運用について要望いたします。(檜山)

②書類提出や発注者事務所までの移動の負担軽減のため、工事施工情報共有システムを利用したく相談しましたが、対象工事が絞られていること、電子納品の導入が検討中とのことで、紙の書類(工事書類の提出)が必須になるため、従来どおり書面での納品となりました。他の機関(北海道建設部等)にならって電子納品・工事施工情報共有システムを同様に全工事対象に活用を図っていただきたい。(後志)

①、②令和7年度から、システム運営事業者である一般社団法人北海道建設技術センターから提示された件数に基づき、既に振興局を通じて当課に要望があった地域から対象工事を3件抽出。システムを活用することを決定しております。

今後、動作状況等を確認し、問題が認められなければシステム運営事業者らと協議の上、対象工事の拡大について努めてまいります。

【書類の簡素化】

①建設管理部では、書類の簡素化について見直ししてくれていますが、施工計画時に機械のカタログ、車検証等の添付を求められています。建設管理部同様に簡素化について検討して頂きたいです。

また、書類の簡素化に伴い、生コンやその他の納品伝票について、提出しなくても良い方向で検討して頂きたいです。(渡島)

②提出書類の簡素化・監督員による提出書類の要求の統一を進めていただきたい。

※(立会・段階確認で監督員が臨場した場合の写真や資料等)

「北海道土木工事書類簡素化ガイド」(北海道建設部策定)のようなものを作り書類の統一化を図ってほしい。(後志)

①建設管理部同様に簡素化について努めてまいりたい。

また、生コンやその他の納品伝票については、検査上必要となっている現状を踏まえ、提出についてご理解願います。

②水産土木共通仕様書などを参考にしながら、提出書類の簡素化等に努めてまいりたい。